

令和5年度

司法書士

本試験問題
と詳細解説



 東京法経学院

R 〈公益社団法人 日本複製権センター 委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人 日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://jrcc.or.jp/>／電話：03-6809-1281〉

「令和5年度司法書士本試験問題と詳細解説」の発刊にあたって

令和5年度司法書士試験が、令和5年7月2日（日）に実施されました。

司法書士試験の出願者数は、平成22年度の33,166人をピークに毎年減少傾向にあり、今年度の出願者数も16,133人となりました。

この中で上位600名前後の選ばれた方のみが合格という栄冠を勝ち取ります。

令和5年度に筆記試験を受験された皆様は、これまでの学習成果を十分に発揮され、全力を尽くされたこととは思いますが、自己の成績を正確に把握するとともに、実施された筆記試験を分析・復習する必要があります。また、次年度以降、司法書士試験を目指される皆様には、令和5年度の本試験の出題傾向並びに、その問題レベル等を知ることは、今後の学習の手がかりをつかむうえで必須作業です。

本書は、令和5年度司法書士筆記試験の択一式70問・記述式2問の全問題並びにその解答番号・解答例とポイント解説を掲載しておりますので、令和5年度試験の検討並びに次年度試験対策資料として、幅広くご活用いただけます。

東京法経学院 編集部

(注) 本書は、令和5年度司法書士筆記試験に出題された問題をベースに、解答等を加えて編集した当社のオリジナル出版物です。収録されている問題・解説・解答例等について、無断で複製・複写することを固く禁じます。

令和5年度 司法書士 本試験問題と詳細解説

目次

択一式解答番号・出題のテーマ	6
受験データ	8

【問題編】

午前の部	11
午後の部	47
記述式問題答案用紙	113

【解説編】

午前の部	119
憲法 民法 刑法 商法・会社法	
午後の部	165
民事訴訟法・民事保全法・民事執行法	
司法書士法 供託法 不動産登記法	
商業登記法	
不動産登記（記述式）	212
商業登記（記述式）	234

令和5年度 司法書士試験 択一式解答番号・出題のテーマ一覧
【午前の部】

科目	問題番号	解答	難易度	問題形式	出題のテーマ
憲法	第1問	5	★☆☆	B	社会権
	第2問	5	★☆☆	B	違憲審査権
	第3問	5	★☆☆	B	財政
民法	第4問	1	★☆☆	B	後見, 保佐及び補助
	第5問	4	★☆☆	B	意思表示
	第6問	4	★☆☆	B	無権代理
	第7問	5	★☆☆	B	不動産の物権変動全般
	第8問	1	★☆☆	B	囲繞地通行権
	第9問	5	★☆☆	C	添付
	第10問	3	★☆☆	B	共有
	第11問	2	★☆☆	B	担保物権全般
	第12問	1	★☆☆	C	留置権
	第13問	2	★☆☆	B	先取特権
	第14問	2	★☆☆	B	動産質
	第15問	3	★☆☆	B	根抵当権
	第16問	1	★☆☆	B	履行遅滞に陥る時期
	第17問	1	★☆☆	B	債権者代位権
	第18問	2	★☆☆	B	請負
	第19問	4	★☆☆	B	委任
	第20問	4	★☆☆	B	養子
	第21問	2	★☆☆	B	未成年後見
	第22問	2	★★☆	B	相続の限定承認
	第23問	2	★☆☆	B	遺言
刑法	第24問	3	★☆☆	B	刑法の場所的適用範囲
	第25問	5	★☆☆	A	狭義の共犯
	第26問	4	★☆☆	A	親族間の犯罪に関する特例
商法・会社法	第27問	4	★☆☆	C	株式会社の設立
	第28問	5	★☆☆	B	株式会社の定款
	第29問	4	★☆☆	B	異なる種類の株式
	第30問	1	★☆☆	B	株主総会
	第31問	5	★★☆	B	議事録の閲覧等の請求
	第32問	5	★☆☆	B	持分会社
	第33問	5	★☆☆	B	社債
	第34問	5	★☆☆	B	会社の合併
	第35問	2	★☆☆	B	個人商人の商号

*難易度は、★☆☆＝易、★★☆＝やや難、★★★＝難を示しています。

出題形式は、A＝一肢選択問題、B＝組合せ問題、C＝対話型問題を示しています。

【午後の部】

科目	問題番号	解答	難易度	問題形式	出題のテーマ
民訴	第1問	5	★☆☆	B	管轄
	第2問	4	★★☆	B	共同訴訟
	第3問	4	★☆☆	C	訴訟費用
	第4問	5	★☆☆	B	証人尋問及び当事者尋問
	第5問	5	★☆☆	B	督促手続
民保	第6問	3	★☆☆	B	保全命令全般
民執	第7問	5	★☆☆	B	不動産の強制競売
司士	第8問	3	★☆☆	B	司法書士又は司法書士法人に対する懲戒
供託法	第9問	3	★☆☆	B	供託金の払渡請求手続
	第10問	4	★☆☆	B	供託の通知
	第11問	4	★☆☆	B	弁済供託の受託
不動産登記法	第12問	4	★☆☆	B	登記の可否
	第13問	1	★★☆	B	電子申請
	第14問	4	★☆☆	B	登記原因とその日付
	第15問	5	★☆☆	B	一の申請情報による登記
	第16問	4	★☆☆	B	判決による登記
	第17問	2	★☆☆	B	所有権の保存の登記
	第18問	4	★☆☆	B	共有の不動産に係る登記
	第19問	2	★☆☆	B	時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記
	第20問	5	★☆☆	B	買戻しの特約の登記
	第21問	2	★☆☆	B	区分建物の登記
	第22問	2	★☆☆	B	地上権の登記
	第23問	1	★☆☆	B	抵当権の設定の登記
	第24問	2	★☆☆	B	根抵当権の登記
	第25問	5	★☆☆	B	不動産登記に関する法令における期間の定め
第26問	2	★☆☆	B	添付書面の原本の還付請求	
第27問	5	★☆☆	B	登録免許税	
商業登記法	第28問	1	★★★	C	印鑑の提出等及び電子証明書の発行
	第29問	5	★☆☆	B	株式会社の設立の登記
	第30問	3	★☆☆	B	新株予約権の登記
	第31問	5	★☆☆	B	取締役及び代表取締役に関する登記
	第32問	5	★☆☆	B	取締役会設置会社における資本金の額の変更の登記
	第33問	1	★★☆	B	株式交付による変更の登記
	第34問	4	★★☆	B	外国会社の登記
	第35問	5	★★☆	B	一般社団法人の登記

◆ 受験データ

I 令和5年度の出願状況について

令和5年度司法書士試験の出願者数は昨年度に比して440人増、増減率で2.8%増の16,133人となった。

II 過去5年間の出願者数及び合格者数等の変遷

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出願者数 (人)	17,668 - 1,163	16,811 - 857	14,431 - 2,380	14,988 + 557	15,693 + 705
合格者数 (人)	620 - 12	606 - 14	593 - 13	613 + 20	660 + 47
合格率 (%)	3.5 + 0.1	3.6 + 0.1	4.1 + 0.5	4.1 0	4.2 + 0.1

※合格率は、出願者数に対する合格者数の割合です。

III 過去3年間の合格基準点

年度	合格基準点
令和2年度	満点280点中205.5点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中75点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中72点、記述式問題については、満点70点中32.0点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。
令和3年度	満点280点中208.5点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中81点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中66点、記述式問題については、満点70点中34.0点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。
令和4年度	満点280点中216.5点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中81点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中75点、記述式問題については、満点70点中35.0点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。

令和5年度
司法書士試験

問題編

午前の部 問題

憲 法
民 法
刑 法
商法・会社法

午後の部 問題

民事訴訟法
民事保全法
民事執行法
司法書士法
供託法
不動産登記法
商業登記法
不動産登記記述式
商業登記記述式

午前の部 問題

第1問 社会権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 障害福祉年金支給対象者から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する。

イ 憲法第25条は、直接個々の国民に対して具体的権利を与えたものではない。

ウ 憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民の生活の状況等との相関関係において判断されるべきものである。

エ 公務員は、憲法第28条に規定する「勤労者」に当たらず、労働基本権の保障を受けない。

オ 憲法第26条第2項後段に規定する「義務教育」の無償の範囲には、授業料だけでなく、教科書を購入する費用を無償とすることも含まれる。

(参考)

憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 (略)

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第2問 違憲審査権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 表現の自由を規制する法律の規定は、一般の国民が当該規定から具体的場合に当該表現が規制の対象となるかどうかの判断が可能となるような基準を読みとることができない場合であっても、当該規定を限定して解釈することによって規制の対象となるものとそうでないものとを区別することができるときには、違憲無効であるとの評価を免れることができる。

イ 最高裁判所によりある法律が違憲無効であると判断された場合には、その法律は、直ちに効力を失う。

ウ 条約は、国家間の合意であるという性質に照らし、裁判所による違憲審査権の対象とならない。

エ 被告人に対する没収の裁判が第三者の所有物を対象とするものであっても、当該被告人は、当該第三者に対して何ら告知、弁解、防禦の機会が与えられなかったことを理由に当該没収の裁判が違憲であることを主張することができる。

オ 違憲審査権は、最高裁判所のみならず下級裁判所も有する。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第3問 財政に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 公金を公の支配に属しない慈善事業に対して支出することは、憲法上禁じられている。

イ 国の収入支出の決算は、全て毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

ウ 内閣は、国会の議決に基づいて設けられた予備費の支出について、事前にも事後にも国会の承諾を得る必要はない。

エ 市町村が行う国民健康保険の保険料は、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有し、憲法第84条の趣旨が及ぶ。

オ 地方公共団体が条例により税目や税率を定めることは、憲法上予定されていない。

(参考)

憲法

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

令和5年度
司法書士試験

解説編▶

午前の部 解説

憲 法
民 法
刑 法
商法・会社法

午後の部 解説

民事訴訟法
民事保全法
民事執行法
司法書士法
供託法
不動産登記法
商業登記法
不動産登記記述式
商業登記記述式

1 解説編における条文の表記（略記）

本文カッコ書きの法条数については、条数はアラビア数字によって、項数はローマ数字によって、号数は丸囲みの数字によって略記した。

（例）民111 I ①＝民法第111条第1項第1号

2 解説編における主な法令等の略記

※ 本年度の解説編には収録されていませんが、過去に出題された法令名（又は法令名の略記）も以下の表には並記されています。

本文中の表記	法令名	本文中の表記	法令名
(一般法人○)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	(司書規○)	司法書士法施行規則
(一般法人施規○)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則	(宗教○)	宗教法人法
(一般法人登記規○)	一般社団法人等登記規則	(商○)	商法
(会○)	会社法	(商登○)	商業登記法
(会計規○)	会社計算規則	(商登規○)	商業登記規則
(会施規○)	会社法施行規則	(信託○)	信託法
(仮担○)	仮登記担保契約に関する法律	(人訴○)	人事訴訟法
(供託○)	供託法	(整備○)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(供託規○)	供託規則	(滞調○)	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律
(刑○)	刑法	(宅建業○)	宅地建物取引業法
(軽犯○)	軽犯罪法	(登録税○)	登録免許税法
(憲○)	日本国憲法	(破産○)	破産法
(公益認定○)	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	(不登○)	不動産登記法
(工抵○)	工場抵当法	(不登規○)	不動産登記規則
(工抵登規○)	工場抵当登記規則	(不登令○)	不動産登記令
(国徴○)	国税徴収法	(民○)	民法
(国通○)	国税通則法	(民執○)	民事執行法
(裁○)	裁判所法	(民訴○)	民事訴訟法
(採石○)	採石法	(民訴規○)	民事訴訟規則
(司書○)	司法書士法	(民保○)	民事保全法
		(民保規○)	民事保全規則

午前の部 解説

憲法

第1問 正解▶ 5 難易度★☆☆

本問は、社会権に関する出題である。

- ア **正しい**。判例（最判平成元・3・2，塩見年金訴訟）は、「憲法第25条の規定の趣旨を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするから、同条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられている。社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべきことと解される。したがって、（旧）国民年金法第81条第1項の障害福祉年金の支給対象者から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事柄と見るべきである」と判示している。したがって、障害福祉年金支給対象者から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に「属する」とする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。
- イ **正しい**。生存権の法的性質につき、判例（最大判昭和25・2・1）は、憲法第25条は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るよう国政を運営すべきことを国家の責務として宣言したにとどまり、この規定により直接に個々の国民が国家に対し具体的・現実的に権利を有するものではないと判示している。したがって、憲法第25条は、直接個々の国民に対して具体的権利を与えたものではないとする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。
- ウ **正しい**。憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的内容につき、判例（最大判昭和42・5・24，朝日訴訟）は、健康で文化的な最低限度の生活の具体的内容は、文化の発達、国民経済の進展等や多くの不確定的要素を総合考慮して初めて決定できるものであると判示している。したがって、憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民の生活の状況等との相関関係において判断されるべ

きものであるとする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

エ 誤り。判例（最大判昭和41・10・26，全通東京中郵事件）は、公務員も、憲法第28条にいう勤労者に当たり、労働基本権の保障を受けるとしている。したがって、公務員は、憲法第28条に規定する「勤労者」に「当たらず」、労働基本権の保障を「受けない」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

オ 誤り。義務教育の無償の範囲につき、判例（最大判昭和39・2・26，教科書費国庫負担請求事件）は、「憲法第26条第2項後段の「義務教育は、これを無償とする。」という意義は、国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、換言すれば、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴取しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。そして、かく解することは、従来一般に国又は公共団体の設置にかかる学校における義務教育には月謝を無料として来た沿革にも合致するものである。また、教育基本法第5条第4項及び学校教育法第6条ただし書において、義務教育については授業料はこれを徴取しない旨規定している所以も、上記の憲法の趣旨を確認したものであると解することができる。それ故、憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。」と判示している。したがって、憲法第26条第2項後段に規定する「義務教育」の無償の範囲には、授業料だけでなく、教科書を購入する費用を無償とすることも「含まれる」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

以上により、判例の趣旨に照らし誤っているものは、**エ**及び**オ**であるから、**5**が正解となる。

第2問 **正解 ▶ 5** **難易度 ★☆☆**

本問は、違憲審査権に関する出題である。

ア 誤り。「明確性の理論」によれば、表現の自由を制限する法令の文言が漠然としており不明確である場合には、当該法令がどのように厳格に限定して解釈され適用されたとしても恣意的な法適用を招く危険と国民の権利行使への萎縮抑制効果の存在が払拭されないかぎり、当該法令は文面上無効とされなければならない。したがって、表現の自由を規制する法律の規定は、一般の国民が当該規定から具体的場合に当該表現が規制の対象となるかどうかの判断が可能となるような基準を読みとることができない場合であっても、当該規定を限定して解釈することによって規制の対象となるものとそうでないものとを区別することができるときには、違憲無効であるとの評価を免れることができる

とする本肢は、誤っている。

イ **誤り**。法律を違憲無効とする判断がされた場合、違憲と判断された法律の効力は、①国会による廃止の待たずに客観的に無効となる（一般的効力説）のか、②当該事件に限って、その適用が排除されるにすぎないのか（個別的効力説）、争いがある。この点については、付随的違憲審査制のもとでは、当該事件の解決に必要な限りで審査が行われるのであるから、違憲判決の効力も当該事件に限って及び、一般的効力を認めると、それは一種の消極的立法作用であり、国会の立法権を侵すことになることを理由として、個別的効力説が妥当であると解するのが通説・実務である。したがって、最高裁判所によりある法律が違憲無効であると判断された場合には、その法律は、「直ちに効力を失う」とする本肢は、誤っている。

ウ **誤り**。条約に対する違憲審査権の可否については、憲法第81条の列举に条約が含まれていないこと、また、第98条第1項も条約に言及せず、逆に第98条第2項が条約の遵守をうたっていること、さらに、条約は国家間の合意によって成立するものであるから一国の裁判所の判断のみによってその効力が左右されるというのは妥当でないとして否定説も主張されているが、判例・通説は、第81条の列举は単なる例示であると解すべきであり、憲法優位説にたつ限り、そこに条約が掲げられていないことをもって条約の違憲審査を否定する根拠とはなしえないはずであり、また、かりに裁判所が条約の違憲審査を行ない違憲と判断したとしても、それによって効力を否定されるのは、国内法としての条約（条約の国内法的効力）ないし条約を執行するための国内法であって、国際法としての条約そのものではないこと、そうである以上、条約の違憲審査を否定すべき実質的理由はないと主張している。なお、いわゆる砂川事件の最高裁判決（最大判昭和34・12・16）は、安保条約の「高度の政治性」を理由に合憲・違憲の判断を差し控えるという論理（いわゆる統治行為論）をとったが、これは、条約も違憲審査の対象になるということを前提にしたうえでものとみることができる。したがって、条約は、国家間の合意であるという性質に照らし、裁判所による違憲審査権の対象と「ならない」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

エ **正しい**。第三者所有物の没収に関する告知・聴聞の機会の付与につき、判例（最大判昭和37・11・28、第三者所有物没収事件）は、「第三者の所有物を没収する場合において、その没収に関して当該所有者に対し、何らの告知、弁解、防御の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であって、憲法の容認しないところであるといわなければならない。けだし、憲法第29条第1項は、財産権はこれを侵してはならないと規定し、また憲法第31条は、何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられないと規定しているが、関税法旧第118条第1項の規定による没収は、被告人に対する付加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、所有物を没収される第三者につい

でも、告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であって、これなくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで、財産権を侵害する制裁を科するに外ならないからである。そして、このことは、第三者に、事後においていかなる権利救済の方法が認められるかということとは、別個の問題である。然るに、旧関税法第83条第1項は、同項所定の犯罪に関係ある船舶、貨物等が被告人以外の第三者の所有に属する場合においてもこれを没収する旨規定しながら、その所有者たる第三者に対し、告知、弁解、防禦の機会を与えるべきことを定めておらず、また刑法その他の法令においても、何らかかる手続に関する規定を設けていないのである。従って、前記旧関税法第83条第1項によって第三者の所有物を没収することは、憲法第31条、第29条に違反するものと断ぜざるをえない。そして、かかる没収の言渡を受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合であっても、被告人に対する付加刑である以上、没収の裁判の違憲を理由として上告をなしうることは、当然である。」と判示している。したがって、被告人に対する没収の裁判が第三者の所有物を対象とするものであっても、当該被告人は、当該第三者に対して何ら告知、弁解、防禦の機会が与えられなかったことを理由に当該没収の裁判が違憲であることを主張することが「できる」とする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

オ **正しい**。違憲審査権を有する「終審裁判所」は最高裁判所である（憲81）が、判例（最大判昭和25・2・1，食糧管理法事件判決）は、裁判官が具体的事件に法令を適用して裁判するに当たり、その法令が憲法に適合するか否かを判断することは、憲法により裁判官に課せられた職務と職権であって、これは、最高裁の裁判官であると「下級裁判所の裁判官」であるとを問わないと判示している。したがって、違憲審査権は、最高裁判所のみならず下級裁判所も「有する」とする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。以上により、判例の趣旨に照らし正しいものは、**エ**及び**オ**であるから、**5**が正解となる。

第3問 正解 ▶ 5 難易度 ★☆☆

本問は、財政に関する出題である。

- ア **正しい**。「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されている（憲89後段）。したがって、公金を公の支配に属しない慈善事業に対して支出することは、憲法上禁じられているとする本肢は、正しい。
- イ **正しい**。国の収入支出の決算は、すべて毎年「会計検査院」がこれを検査し、「内閣」は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならないと規定されている（憲90 I）。したがって、本肢は正しい。

【本書に関するお問合せについて】

本書の正誤に関するご質問は、書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお、その際にはご質問される方のお名前、ご住所、ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等）、FAX番号を必ず明記してください。

また、お電話でのご質問および正誤のお問合せ以外の書籍に関する解説につきましてはお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご送付先】

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 3-22 ナカバビル 1 階
東京法経学院
「令和5年度 司法書士 本試験問題と詳細解説」編集係 宛
FAX：03-3266-8018

令和5年度 司法書士 本試験問題と詳細解説

令和5年9月30日 初版発行

編 者 東京法経学院 編集部
発 行 者 立 石 寿 純
発 行 所 東 京 法 経 学 院
〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町 3-22
ナカバビル1F
電 話 03 (6228) 1164 (代表)
F A X 03 (3266) 8018 (営業)
郵便振替口座 00120-6-22176

〔不許複製〕
〔著作権所有〕

本書に関する法改正等受験上の有益情報、誤植の訂正その他追加情報については、次のURLにてご参照ください。「<https://www.thg.co.jp/support/book/>」

※乱丁、落丁の場合はお取替えいたします。

印刷 ワコー／製本 根本製本

ISBN978-4-8089-1619-0